

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年1月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400380 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2400074 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 25 年 9 月 1 日から平成 29 年 11 月 1 日までの期間、平成 30 年 9 月 1 日から令和 2 年 2 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 9 月から平成 27 年 8 月までの標準報酬月額を 20 万円から 44 万円、同年 9 月から平成 29 年 10 月まで、平成 30 年 9 月から令和 2 年 1 月まで及び同年 9 月から令和 3 年 8 月までの標準報酬月額を 20 万円から 47 万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 39 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 22 年 11 月 1 日から令和 4 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与より低い額で記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る保険給付の対象となる標準報酬月額は 20 万円と記録されているところ、請求者から提出された賃金明細票により確認できる標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成 24 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 25 年 3 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間は 44 万円、同年 9 月 1 日から平成 29 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から令和元年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から令和 4 年 6 月 1 日までの期間は 47 万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、20 万円であることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成 22 年 11 月 1 日から平成 24 年 5 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日までの期間、平成 29 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び

令和元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、請求者が賃金明細票を所持していない期間ではあるものの、請求者から提出された当該期間前後の賃金明細票及び給与所得の源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付を行うには、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間について、請求者から提出された賃金明細票、給与所得の源泉徴収票により確認及び推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額（20 万円）は、オンライン記録における請求者の保険給付の対象となる標準報酬月額（20 万円）と同額であることから、厚生年金特例法による訂正を認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から平成 29 年 11 月 1 日までの期間、平成 30 年 9 月 1 日から令和 2 年 2 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された賃金明細票により、当該期間における本来の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えている。

したがって、平成 25 年 9 月から平成 27 年 8 月までの標準報酬月額を 44 万円、同年 9 月から平成 29 年 10 月まで、平成 30 年 9 月から令和 2 年 1 月まで及び同年 9 月から令和 3 年 8 月までの標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400420 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2400022 号

第1 結論

昭和 60 年 * 月 * 日から昭和 61 年 10 月 11 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 * 月 * 日から昭和 61 年 10 月 11 日まで

請求期間中に妻と一緒に A 市 B 支所に行き、国民健康保険と国民年金に加入した。その後同支所で二人分の国民年金保険料を納付していたが、国民年金の納付済期間となっていないので調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A 市 B 支所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われることとなるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索により調査したもの、請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらず請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間の一部について、請求者が国民年金保険料と一緒に納付したとする妻は、昭和 61 年 8 月から国民年金に加入しているが、同年 8 月及び 9 月の納付記録も確認できない。

さらに、A 市は、請求者の請求期間に係る国民健康保険及び国民年金の加入記録について、確認できない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。